

廃棄物搬入についての注意事項

1. ごみ搬入受付時間(時間厳守)

(月曜日～金曜日) 8時30分～16時30分 まで

※ 時間を厳守してください。

※ 祝祭日は搬入できません。・・・許可業は正午まで

2. ごみ処理手数料

一般廃棄物 10kgにつき 140円

3. ごみ搬入についての注意

- ① 当工場への搬入は、笠岡市・浅口市(金光町を除く)・里庄町において生じた廃棄物に限ります。その他の区域で生じた廃棄物は搬入できません。
 - ② 各市町(笠岡市・鴨方町・寄島町・里庄町)ごとに分別し搬入してください。
 - ③ 許可した車両により搬入してください。
 - ④ 不燃物(缶・びん・ガラス・金属類等)を混入しないでください。
 - ⑤ 産業廃棄物は、搬入できません。(産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のものをいいます。廃プラは産業廃棄物になります。)
 - ⑥ 搬入を許可した廃棄物以外の搬入は搬入できません。
 - ⑦ 廃棄物運搬中は道路その他に汚水・廃棄物がこぼれないよう注意すると共に、シート等で覆い飛散防止の上搬入してください。また、パッカー車の後部スライドドアは、必ず閉めて走行してください。
 - ⑧ 廃棄物の搬入(荷降ろし)は事業者自ら行ってください。
 - ⑨ プラットフォームは火気厳禁(禁煙)です。
 - ⑩ 搬入時間を守ってください。
 - ⑪ 荷降ろしに時間のかかるもの(破砕機で処理するもの等)は、受付時間内に搬入完了出来るようお願いいたします。
 - ⑫ 投入扉前での作業は必ず安全帯を使用してください。また、時間は極力短くし、水の使用は回転板の簡易清掃のみとしてください。
- ※ 以上の注意事項が守られない場合は、当清掃工場へのごみ搬入許可を取り消す場合があります。
- ⑬ 個人宅の片付けごみや解体残置物、畳を搬入の際は許可業者であっても必ず各市町担当課へ連絡してから搬入をしてください。

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

一般廃棄物で可燃物であっても、受け入れの制限があるもの

※産業廃棄物に当たる場合は、裁断しても持込みはできません。

1 ビニールシート等の大きいもの

- ・ 一般廃棄物の場合は、シート・網類等は1m以下に裁断して下さい。
農業用として使ったビニールシート等はJAなどで処分を受けているところもあります。

2 布類・紐等の長いもの

- ・ 長さ1m以内に裁断して下さい。

3 破砕機で破砕する必要があるもの

- ・ 木・剪定くずは長さ1m, 直径15cm以内でお願いします。
(枝を払い, 土等の異物が混入していないこと。)
- ・ 竹・笹は長さ50cm, 直径15cm以内でお願いします。
- ・ 板類は幅・長さ1m以内でお願いします(金属類は外してください。)
- ・ 畳は1回20枚までとし, それ以上ある場合は複数回に分けて搬入をお願いします。
- ・ 草・ワラ類は破砕機で処理しますので, 石等の異物が混入しないよう注意願います。
(搬入車輛は2トンダンプ車クラスまでです。)
- ・ 水曜日は搬入できません(一般ごみが少量のため正常な焼却ができないため)。
- ・ 雨など多量の水分を含んでいるものは受け付けできません。

4 スtockヤードへ搬入するもの(木製品・ソファなど)

- ・ 木製品, 家具類(タンスなど)搬入の際は, ガラス・金属類を取り外すこと。
- ・ ソファ(スプリング入り)のものは搬入できません(不燃物)。

5 その他, 搬入できないもの

- ・ マット(スプリング入り)・電気毛布等は搬入できません。
- ・ 建設リサイクル法の対象となる解体工事で生じた建築廃材。
- ・ 断熱材は燃えるものであっても搬入できません。
- ・ FRP(ガラス繊維素材のもの)は搬入できません。
- ・ 劇物容器(紙袋、ポリ缶)は搬入できません。

○ 上記の基準を超えるものに関しては、受け入れをお断りさせていただきますので、よく確認して搬入してください。ご不明な点は、各市町担当課または里庄清掃工場までお問い合わせください。

○ 当清掃工場では安定した安全な焼却を行うため、すべての廃棄物を細かくして焼却炉へ投入しています。不燃物や長いものは、その機械(給塵機)を損傷しますので、異物が混入しないようご理解・ご協力ください。

注意事項

○一般の方の搬入する廃棄物は、検査を行っています。産業廃棄物や不燃物・金属類等の搬入不適物が見つかった場合には、搬入を禁止する場合があります。

○許可業者にも、随時搬入物検査を行いますので、産業廃棄物や不燃物・金属類等の搬入不適物、未申請持込、他所持込がありましたら、その後の搬入をお断りさせていただきます。

○場内では係員の指示に従ってください。

◇ 連絡先（搬入受付は各市町担当課で行っています。）

笠岡市	笠岡市役所 環境課	TEL (0865) 62-3805
浅口市	浅口市役所 環境課	TEL (0865) 44-9043
浅口市	寄島総合支所 市民生活課	TEL (0865) 54-5113
里庄町	里庄町役場 町民課	TEL (0865) 64-3112

◇ 里庄清掃工場	TEL (0865) 64-2186
	FAX (0865) 64-1007